

陸前高田市下水道事業受益者負担金等管理システム賃貸借及びデータ調整業務
特記仕様書

1 目的

陸前高田市下水道事業における、公共下水道事業受益者負担金、公共下水道区域外流入分担金、農業集落排水事業分担金及び漁業集落排水事業分担金（以下「受益者負担金等」という。）の管理に必要なシステムを新たに導入し、適切な情報管理を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 陸前高田市下水道事業受益者負担金等管理システム賃貸借

ア 契約期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

イ システム要件

(ア) 以下のⅠからⅧに掲げる例規の規定に基づき、受益者負担金等について管理できるものとする。

Ⅰ 陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年条例第27号）

Ⅱ 陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成12年規則第12号）

Ⅲ 陸前高田市公共下水道区域外流入分担金条例（平成27年条例第10号）

Ⅳ 陸前高田市公共下水道区域外流入分担金条例施行規則（平成27年規則第21号）

Ⅴ 陸前高田市農業集落排水事業分担金条例（平成11年条例第20号）

Ⅵ 陸前高田市農業集落排水事業分担金条例施行規則（平成12年規則第24号）

Ⅶ 陸前高田市漁業集落排水事業分担金条例（平成16年条例第12号）

Ⅷ 陸前高田市漁業集落排水事業分担金条例施行規則（平成16年規則第14号）

(イ) 申請や通知等の様式については、(ア)に掲げた例規の様式を基本とするが、賃借人（以下「市」という。）と賃貸人（以下「業者」という。）が協議し、双方が合意した場合は、様式を変更し利用することを可とする。

(ウ) システムは総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）を介したクラウドシステムとし、市が準備する以下のⅠからⅦに定める仕様のパーソナルコンピュータ（以下「PC」という。）でシステム操作が保証されるものとする。

Ⅰ OS … Microsoft Windows11 Professional (64bit)

Ⅱ CPU … Core i5-1235U プロセッサ以上又は同等性能の互換プロセッサ

Ⅲ メモリ … 16GB 以上装備 (DDR4 SDRAM)

Ⅳ ストレージ … 暗号化機能付 SSD256GB 以上

Ⅴ 有線LAN … 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T (Walk on LAN 機能対応)

Ⅵ 無線LAN … 802.11ax 無線LAN (IEEE802.11ax 準拠)
/Bluetooth 対応

Ⅶ 参考機種 …… 富士通 LIFEBOOK A5513/N

- (エ) システムライセンスは、1クライアントとする。
- (オ) システムで管理する情報は、以下の項目とし、①及び②の情報は③のイメージ図のとおり連結するものとする。

ただし、市に入札前に了承を得た場合は、以下のⅠからⅢに列挙した項目を合体、分割等の方法で業者が提案した方法により管理することも可とする。

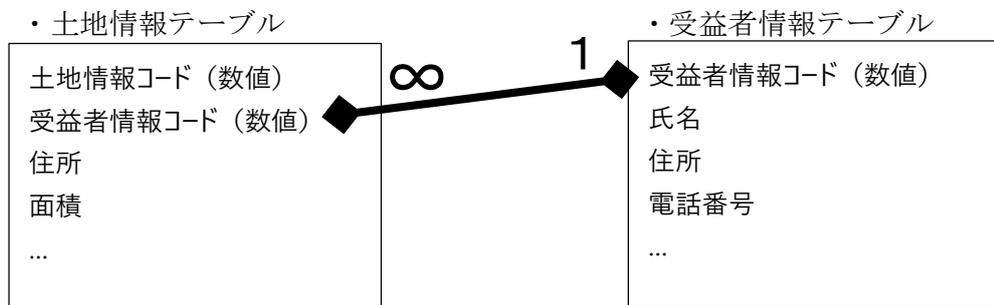
Ⅰ 土地情報として管理する項目

住所、面積、所有者（氏名、住所（郵便番号を含む）、電話番号）、事業区分（公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、又は区域外流入の区分）、賦課年度、賦課番号、賦課決定日、登記地目、現況地目、賦課金額、納付方法（分割又は一括納付）、負担金控除額、徴収猶予に関する事項、減免等に関する事項、土地の異動に関する事項（区画整理に関する情報、復興事業に関する情報、変更履歴等）、その他受益者負担金等業務に関する事項

Ⅱ 受益者情報として管理する項目

氏名、住所（郵便番号を含む）、電話番号、送付先宛名、送付先郵便番号、送付先住所、送付先電話番号、納付状況（納付済金額、納付日、未納額）

Ⅲ 連結イメージ図



※受益者情報コードを設定し、土地情報と受益者情報を連結するイメージ

- (カ) 受益者負担金等の管理において、システムにより処理できる業務は、以下のⅠからⅨのとおりとする。なお、以下に掲げる内容の処理業務がシステムに付属することは妨げないものとする。

Ⅰ 受益者申告書の作成

（参照：陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条）

Ⅱ 負担金の決定及び変更並びに通知

（参照：陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第4条）

Ⅲ 一括納付報奨金の算定

（参照：陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第9条）

Ⅳ 還付加算金の算定

（参照：陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第10条）

Ⅴ 徴収猶予の決定及び取消並びに通知

(参照：陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 13 条)

VI 減免等の決定及び取消並びに通知

(参照：陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 14 条)

VII 受益者及び住所等の変更並びに通知

(参照：陸前高田市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第 15、16 条)

VIII 口座振替データの作成

(株)NTT データが提供するデータ伝送中継サービス (pufure) に対応する口座振込
依頼データ及び各収納取扱金融機関との口座振替データの作成

IX 負担金等の納付状況の管理

受益者と負担金等を賦課した土地毎の納付状況の管理、納付方法 (振替口座) の
管理、未納者の抽出

ウ その他

(ア) 賃貸借料には、システム保守料を含むものとする。

なお、システム保守料は、次に掲げる I から III の項目に要する費用とする。

ただし、III の項目に限り、市と業者が協議し、双方が合意した場合は、システム保
守料から除き、業者は市に、システム改修手数料を請求することができるものとする。

I 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで (祝日及び市の閉庁日は除く。)

の電話及びメールでのシステム操作に係る問い合わせ対応

II 発注者が使用する PC の更新 (機器更新、OS アップデート、又はシステム操作に
必要なアプリケーション更新で、更新前に業者へ連絡し調整を行ったものに限る。)
に係るシステム障害解消対応 (データ復旧を含む。)

III 発注者からの指示、又は発注者の責任によらないシステム障害解消対応 (データ
復旧を含む。)

(イ) 業者は、システム保守担当者を選任し、任意の様式により市へ速やかに通知するこ
と。また、システム保守担当者の変更になった場合も速やかに通知を行うものとする。

なお、システム保守担当者は、市からの問い合わせ対応を担当し、システムの構成
や操作方法について、市の事務担当者へ簡潔明瞭な説明ができる者とする。

(ロ) 業者は、システム操作マニュアルを電子データ又は紙媒体で市へ提供しなければな
らない。

(2) 陸前高田市下水道事業受益者負担金等データ調整業務

ア 契約期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

イ 業務項目及び内容

(ア) 土地情報の調整

業者は、市が令和 3 年度から令和 5 年度にかけてとりまとめた土地情報 (2(1)イ(ロ)
I に掲げる項目の情報 (約 3,500 件)) を令和 7 年度から使用するシステムに取り込
むための調整作業を行う。

なお、システムへ取り込むデータについては、業者は市に対し取り込みデータ形式を提供し、市は提供された取り込みデータ形式に沿ってデータ加工を行った上で業者へデータ提供することを可とする。

(イ) 受益者情報の調整

業者は、市が令和3年度から令和5年度にかけてとりまとめた受益者情報（2(1)イ(㉠)Ⅱに掲げる項目の情報（約1,300件））を令和7年度から使用するシステムに取り込むための調整作業を行う。

なお、システムへ取り込むデータについては、業者は市に対し取り込みデータ形式を提供し、市は提供された取り込みデータ形式に沿ってデータ加工を行った上で業者へデータ提供することを可とする。

(ウ) 受益者負担金等の管理に係る各種様式の調整

業者は、2(1)イ(㉠)に掲げる例規の様式へのシステム調整作業を行う。

ただし、2(1)イ(㉠)に掲げる例規の様式の内容を満たす様式がシステムに実装されている場合は、業者と市が協議し、双方が合意した場合はシステムに実装されている様式を使用することを可とする。

(エ) システム動作の確認

上記(㉠)から(㉢)について、調整作業完了後、システム動作の確認を行う

ウ その他

市が保有する土地情報及び受益者情報について、業者から内容確認の希望がある場合は、入札の前に実施するプレゼンテーション時に業者に対し閲覧させるものとする。

3 契約に関する事項

- (1) 入札により落札者が決定した後、「陸前高田市下水道事業受益者負担金等管理システム賃貸借」及び「陸前高田市下水道事業受益者負担金等データ調整業務」でそれぞれ契約書を作成する。
- (2) 契約金額は入札書の内訳金額に消費税及び地方消費税の額として、当該金額の10パーセント（軽減税率適用のものは当該金額の8パーセント）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (3) 陸前高田市下水道事業受益者負担金等管理システム賃貸借に係る支払いは、10回の分割払（支払月は毎年度9月及び3月）とする。
- (4) 本業務で取り扱う受益者情報は個人情報であることから、秘密の保持や情報の外部流出等の事故を防ぐ対策を施さなければならない。